



# 熊本県公報

第 1 2 5 8 7 号  
平成 29 年 1 月 17 日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

- 告 示**
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
  - 道路の供用開始…………… ( " ) 1
- 公 告**
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 2
  - 農用地利用配分計画の認可申請…………… ( " ) 2
  - 農用地利用配分計画の認可申請…………… ( " ) 3
- 正 誤**
- 平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日熊本県教育委員会規則第 1 3 号 (技  
能教育施設の指定等に関する細則の一部を改正する規則) 中… (高校教育課) 4

## 告 示

### 熊本県告示第 2 7 号

道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 9 年 1 月 1 7 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	中小野浦川内線	宇城市松橋町浦川内 1 0 9 6 番 1 地先から 同所 1 2 5 9 番 1 地先まで	282.5	防交 (交安 全)
		松橋インター線	宇城市松橋町萩尾 4 9 6 番 1 地先から 同所 4 9 5 番 1 地先まで	

#### 2 供用を開始する期日 平成 2 9 年 1 月 1 7 日

### 熊本県告示第 2 8 号

道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 9 年 1 月 1 7 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	4 4 5 号	上益城郡山都町北中島字狐平 2 8 0 2 番 3 地先から 上益城郡山都町北中島字滑川 2 7 4 0 番 3 地先まで	65.3	防交 (交安 全)

#### 2 供用を開始する期日 平成 2 9 年 1 月 1 7 日

公 告

熊本県公告第 29 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 29 年 1 月 17 日から同月 30 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 29 年 1 月 17 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
岩下 輝彦	玉名郡南関町肥猪	玉名郡南関町大字肥猪字中尾 2070 番 ほか 6 筆 〔一時利用地 玉名郡南関町大字肥猪字柳田 2 番 1 ほか 2 筆〕
岩下 俊則	玉名郡南関町肥猪	玉名郡南関町大字肥猪字柳田 2192 番 ほか 4 筆 〔一時利用地 玉名郡南関町大字肥猪字柳田 2 番 7〕
岩下 隆徳	玉名郡南関町肥猪	玉名郡南関町大字肥猪字柳田 2209 番 1 ほか 3 筆 〔一時利用地 玉名郡南関町大字肥猪字柳田 2 番 10〕
岩下 隆徳	玉名郡南関町肥猪	玉名郡南関町大字肥猪字四ツ枝 2255 番 1 ほか 4 筆 〔一時利用地 玉名郡南関町大字肥猪字柳田 2 番 11 ほか 1 筆〕
高椋 信享	玉名郡南関町関町	玉名郡南関町大字肥猪字大平 2709 番 1 ほか 7 筆 〔一時利用地 玉名郡南関町大字肥猪字大平 3 番 1 ほか 2 筆〕
永田 優一	玉名郡南関町相谷	玉名郡南関町大字肥猪字大平 2747 番 2 ほか 3 筆 〔一時利用地 玉名郡南関町大字肥猪字中尾 1 番 1〕
松本 広次	熊本市西区田崎	玉名郡南関町大字肥猪字大平 2738 番 ほか 3 筆 〔一時利用地 玉名郡南関町大字肥猪字大平 3 番 4〕

2 申請年月日  
平成 28 年 12 月 20 日

熊本県公告第 30 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 29 年 1 月 17 日から同月 30 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 29 年 1 月 17 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人アグリ吉野	八代郡氷川町高塚	八代郡氷川町野津字南神太夫 2 2 0 9 番ほか 5 3 筆
農事組合法人アグリ吉野	八代郡氷川町高塚	八代郡氷川町高塚字下高附 1 7 3 6 番ほか 1 8 筆
農事組合法人野津南	八代郡氷川町野津	八代郡氷川町野津字西法道 8 3 0 番 1 ほか 4 5 筆
村上 恵	八代郡氷川町野津	八代郡氷川町野津字東法道 6 3 6 番ほか 4 筆
岩村 大祐	八代郡氷川町野津	八代郡氷川町野津字久保 1 4 0 2 番
松田 和幸	八代郡氷川町野津	八代郡氷川町野津字中鳥町 3 6 7 5 番 1 ほか 1 筆
宮本 和明	八代郡氷川町野津	八代郡氷川町野津字北小春 2 1 1 8 番 1 ほか 2 筆
農事組合法人野津南	八代郡氷川町野津	八代郡氷川町野津字東法道 6 3 6 番ほか 1 0 筆

2 申請年月日  
平成 2 8 年 1 2 月 2 1 日

熊本県公告第 3 1 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 1 月 1 7 日から同月 3 0 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 月 1 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
高野 裕樹	菊池郡菊陽町津久礼	菊池郡菊陽町大字津久礼字宮ノ下 7 5 1 番
竹下 宏介	玉名市川島	玉名市川島字大塘 4 1 3 番 3 9 ほか 3 筆
前田 正房	玉名市川島	玉名市川島字正林 5 2 3 番 8 ほか 2 筆
大家 聖矢	玉名市横島町共栄	玉名市大浜町字大栄 5 2 3 6 番 1 ほか 1 筆
大家 聖矢	玉名市横島町共栄	玉名市横島町共栄字新栄 2 8 1 番 1
松本 憲二	玉名市横島町共栄	玉名市大浜町字大栄 5 2 5 0 番
松本 憲二	玉名市横島町共栄	玉名市横島町共栄字新栄 4 9 5 番
藤本 浩人	玉名郡玉東町二俣	玉名市横島町共栄字昭栄 1 5 9 番 1
小山 哲夫	玉名市玉名	玉名市大浜町字大栄 5 3 6 7 番 1 ほか 1 筆
坂本 憲一	玉名郡玉東町白木	玉名市大浜町字大栄 5 3 3 0 番
大家 聖矢	玉名市横島町共栄	玉名市大浜町字大栄 5 3 7 6 番ほか 4 筆
後藤 秀男	玉名市横島町共栄	玉名市横島町共栄字新栄 4 2 4 番
石井 博俊	玉名郡長洲町宮野	玉名市横島町共栄字昭栄 1 0 5 番
野中 誠也	玉名市岱明町庄山	玉名市横島町共栄字昭栄 1 0 4 番 1
古田 正寿	玉名市横島町共栄	玉名市横島町共栄字昭栄 1 0 4 番 1
友田 紀行	玉名市横島町共栄	玉名市横島町共栄字新栄 4 2 2 番 1 ほか 1 筆
池田 健一	玉名市横島町共栄	玉名市横島町共栄字新栄 4 2 2 番 1 ほか

		1 筆
松本 憲二	玉名市横島町共栄	玉名市横島町共栄字新栄 4 7 6 番

2 申請年月日  
平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日

**正 誤**

平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日熊本県教育委員会規則第 1 3 号（技能教育施設の指定等に関する細則の一部を改正する規則）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1 5	1 4	教育委員会に提出しなければ	提出しなければ